

広陵町中小企業・小規模企業試作品製作補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域産業の活性化を図るため、競争力の強化に積極的に取り組む町内の中小企業・小規模企業を支援するため、新製品開発に取り組む事業者に対し、予算の範囲内において広陵町中小企業・小規模企業試作品製作補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、広陵町補助金交付規則（平成13年6月広陵町規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号から第4号までに規定するものをいう。
- (2) 小規模企業 中小企業基本法第2条第5項に規定するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、町内に主たる事業所を有する中小企業又は小規模企業であって、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 町税等を滞納していないこと。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業等を営むものでないこと。
- (3) 次条に規定する経費において、国、県等他の制度の補助等を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該試作品に直接使用する原料、材料、資材等の購入に要する費用
- (2) 当該試作品の製作に必要な部品等の製造、加工、製図等に要する費用
- (3) 当該試作品の製作に必要な調査、分析、研究開発、設計等に要する費用

(補助額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する経費（消費税額及び地方消費税額を除く。）に100分の50を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、1補助対象者につき30万円を上限とする。

2 補助金の交付は、1補助対象者につき年度当たり1回限りとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、広陵町中小企業・小規模企業試作品製作補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 定款及び直近の決算書（法人以外にあっては、これらに相当する書類）
- (3) 事業所の位置図
- (4) 履歴事項全部証明書（法人に限る。）
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定し、広陵町中小企業・小規模企業試作品製作補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の決定に際し、補助金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

（申請事項の変更及び承認）

第8条 前条第1項の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その申請事項について変更が生じたときは、速やかに広陵町中小企業・小規模企業試作品製作補助金変更申請書（様式第4号）に、第6条に掲げる書類等を添えて町長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請内容を審査し、変更することが適当と認めるときは、広陵町中小企業・小規模企業試作品製作補助金変更決定通知書（様式第5号）により、その旨を交付決定者に通知するものとする。

（実績報告及び実地調査）

第9条 交付決定者は、試作品の製作後、速やかに、広陵町中小企業・小規模企業試作品製作補助金実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

(1) 領収書の写し等経費の支払を確認できる書類

(2) 試作品の現物又は写真

(3) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の報告があったときは、必要に応じて担当職員に実地調査を行わせることができる。

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前条の報告があったときは、交付すべき補助金の額を確定し、広陵町中小企業・小規模企業試作品製作補助金確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第11条 交付決定者は、補助金の支払を受けようとするときは、広陵町中小企業・小規模企業試作品製作補助金交付請求書（様式第8号）により町長に請求しなければならない。

2 町長は、前項の請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求者に対して補助金を交付するものとする。

（交付決定取消し）

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 交付決定後2年以内に事業を廃止し、又は町内での操業を取り止めたとき。

（補助金の返還）

第13条 町長は、補助金の交付を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

（成果の報告）

第14条 補助金の交付を受けた中小企業及び小規模企業は、当該試作品の製作について、町長から求めがあったときは、速やかにこれを報告しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。